

第1章 総則

(名称)

第1条

この法人の名称と表記は次の通りとする。

- (1) この法人の名称は、特定非営利法人ミーツとする。
- (2) この法人の表記は日本語表記を特定非営利活動法人ミーツ、英語表記を NPO meats とする。

(事務所)

第2条

この法人は、事務所を、岡山市宿本町8番17-10号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条

この法人は、地域の市民が自主的に参加・創造する文化的な事業や活動をサポートすることで、市民の「まちづくり」への取り組みを継続的に支援してゆくことを目的とする。

(特定非営利活動の種類ならびに事業)

第4条

この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

<種類>

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 国際協力の活動
- (7) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (8) 子どもの健全育成を図る活動
- (9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

<特定非営利活動に関わる事業>

- (1) 文化、芸術による地域づくり支援
- (2) 文化、芸術情報の収集ならびに公開と発信
- (3) 文化、芸術に関する事業の開発・支援・育成

- (4) 文化、芸術を通じた教育や学習環境の提供
- (5) 環境保全事業
- (6) 人権擁護活動事業
- (7) 平和推進運動事業
- (8) 国際協力事業
- (9) 男女共同参画推進事業
- (10) 上記の活動を行う団体の運営および活動に関する、助言、援助、支援事業
- (11) 上記の目的を実現するために派生する業務の推進

<収益事業>

- (1) 物品販売業
- (2) 料理店業その他の飲食店業
- (3) 調査、企画、コンサルティング業務

第3章 会員

(種別)

第5条

この法人の会員は2種類とし、正会員をもって特定非営利活動法人上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人および団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛助するために入会した個人および団体

(入会)

第6条

正会員および賛助会員は次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) この法人の目的に賛同するもの
 - (2) この法人の事業の推進に寄与できる者、または団体であること
- 2 正会員および賛助会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長はその者が前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がないかぎり、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第7条

正会員および賛助会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条

正会員および賛助会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、または正会員または賛助会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第9条

正会員および賛助会員は理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条

正会員または賛助会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えねばならない。

- (1) この定款に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第11条

既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条

この法人には、正会員の中から次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10名以下
 - (2) 監事 1人以上3名以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条

理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長および副理事長は理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を越えて含まれ、または該当役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を越えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第14条

理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時または理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を遂行する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務遂行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務遂行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の召集を請求すること。

(役員任期)

第15条

役員任期は次の通りとする。ただし、再任を妨げない。

- (1) 理事 2年
- (2) 監事 2年

- 2 理事または監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員任期は第1項に規定する任期とする。
- 3 補欠(定員の補充に伴う場合の補充を含む)のために選任された役員任期は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わねばならない。

(欠員補充)

第16条

理事または監事のうち、その定員の3分の1を超えるものが欠けた場合は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任する事ができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められたとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第18条

役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受け取ることができる。

- 2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し、必要な事項は総会の議決を経て、理事長が別に決める。

(職員)

第19条

この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条

この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条

総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第22条

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任及び解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金をのぞく。第49条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条

通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、召集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき
- (3) 第14条第4項4号の規定により、監事から召集があったとき

(召集)

第24条

総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が召集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条

総会は、正会員数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条

総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するものの他、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条

各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により、表決した正会員は前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものと見なす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の総数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者がある場合につい

てはその数を記すること)

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第30条

理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条

理事会はこの定款でさだめるものの他、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき
- (3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から召集の請求があったとき

(召集)

第33条

理事会は、理事長が召集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を召集しなければならない。
- 3 理事会を召集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条

理事会における議決事項は第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(表決権等)

第36条

各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により、表決した理事は前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものと見なす。
- 4 理事会の議決については、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第37条

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の総数及び出席者数および出席者氏名（書面表決者がある場合についてはその数を記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金等
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第39条

この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係わる事業に関する資産及び収益事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条

この法人の会計は、予算準則、正規の簿記、真実性・明瞭性、及び継続性の各々の原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条

この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係わる事業に関する会計、及び収益事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条

この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない場合には、理事長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出する事ができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条

予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条

予算作成後にやむをえない理由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条

この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録の毛体に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算剰余金を生じた時は、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条

この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり、翌年の5月31日に終わる。

(臨時の措置)

第49条

予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条

この法人が定款の変更をしようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条

この法人は次に掲げる事由により、解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による認証の取り消し

- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条

この法人が解散（合併または破産による解散を除く）したときに残余する財産処分については、理事会にてその譲渡先を検討した上で、臨時総会に諮り、議決を得なければならない。

(合併)

第53条

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報への掲載をもって行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条

この定款は、この法人成立の日から施行する。

付則

- 1 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理事長	小石原 剛
副理事長	坂本 真一
副理事長	山田 和哉
理事	江川 まゆみ
理事	柳沢 秀行
監事	笹井 智之
監事	松田 里美

- 2 この法人の設立当初の役員の任期は、成立の日から平成13年9月30日までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立總會の定めるところとする。
- 4 この設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成12年9月30日までとする。
- 5 この法人の設立当初の入会金および会費は、第7条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 なし
 - (2) 会費 10,000 円